

食品接触材料安全センター会員規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第44条の規定に基づき、賛助会員として入会する食品接触材料安全センター（以下、安全センターという）の会員及びその会員制度に関し必要な事項を定め、その運用を明確にすることを目的とする。

(事業)

第2条 安全センターの行う事業は次のとおりとする。

- (1) 食品接触材料製品の安全性に関する調査
- (2) 食品接触材料製品の安全性に関する情報の収集及び提供
- (3) 食品接触材料製品の法制度適合性の確認・証明・認証
- (4) 食品衛生法に基づくポジティブリストへの品目収載要請への支援
- (5) 食品接触材料製品の安全性に関する研究技術開発
- (6) 食品接触材料製品の安全性に関わる関連機関等との連携・交流
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この組織の目的を達成するために必要な事業

(会員制度)

第3条 安全センター会員は、前条に定める安全センターの事業に賛同し、これを支援し参画する企業、団体または個人の賛助をもって構成する。

(会員の種別)

第4条 安全センター会員は、次の4種類とする。

- (1) 正会員：
 - 1) 食品用器具・容器包装の原材料の製造、販売等を業として営むもの。
 - 2) 食品用器具・容器包装の製造、加工、販売等を業として営むもの。
 - 3) 器具・容器包装を使用する食品の製造、加工、販売等を業として営むもの。
- (2) 準会員：食品接触材料製品の安全衛生に関連する業界団体、食品接触材料製品関連事業に係る試験機関、認証機関、研修機関、コンサルティング会社等をいう。
- (3) 個人会員：個人の会員をいう。
- (4) 特別団体会員：塩ビ食品衛生協議会、塩化ビニリデン衛生協議会及びポリオレフィン等衛生協議会の3団体をいう。

(入会手続)

第5条 安全センター会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長及び食品接触材料安全センター運営規定第2条第2項に定める運営役員会（以下、運営役員会

という)の承認を得なければならない。

2. 安全センター会員に入会するための手続きの詳細については、組織規程第4条に定める食品接触材料安全センターのセンター長(以下、安全センター長という)が別途定める。

(賛助会費及び入会金)

第6条 安全センター会員の賛助会費及び入会金は、定款第8条の事業年度単位とし、安全センター会員の種類により別表のとおり定める。

2. 賛助会費は毎事業年度開始1か月後までに納入するものとする。

3. 入会時には入会金及び賛助会費を納入するものとする。

(退会)

第7条 安全センター会員は、安全センターが示す退会申請書の提出により退会の意思を安全センターに伝えることによって退会することができる。ただし、既に納入した入会金及び賛助会費の返還は行わない。

(除名)

第8条 安全センター会員が安全センターの定める規則等を遵守せず、または安全センターの信用・名誉を傷つけたときは、食品接触材料安全センター運営規定第2条第2項に定める運営役員会はその協議によりその会員を除名することができる。その際、年会費の有効期間中であっても賛助会費等の返還は行わない。

(会員の資格の消失)

第9条 安全センター会員は次の各号に該当する場合にその資格を失う。

(1) 本財団が解散したとき。

(2) 安全センターを廃止したとき。

(3) 会員が本財団を退会したとき、もしくは除名されたとき。

(4) 賛助会費を6か月以上滞納したとき。

(細則)

第10条 この規則に定めのない事項については、安全センター長が運営役員会の審議を経て定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の承認を得て理事長が行うものとする。

別表 年会費及び入会金（第6条関連）

2020年6月1日

種別	売上額（億円/年）	年会費（万円/年）	入会金
正会員	1,000以上	50	年会費の 4分の1
	100以上	25	
	100未満	15	
準会員	—	10	
個人会員	—	1	
特別団体会員	1.0以上	1,000	
	0.1以上	400	
	0.1未満	120	

1. 売上額は事業者の場合は法人としての入会時の直近の年の売上高をいう。団体の場合は会費及び事業収入など実質の合計をいう。
2. 入会時もしくは2020年9月3日時点でいずれかの特別団体会員に会員として加入している事業者が2021年4月1日までに正会員または準会員として入会する場合は、2020年度会費及び入会金の納入は免除する。
3. 入会時もしくは2020年9月3日時点で塩ビ食品衛生協議会またはポリオレフィン等衛生協議会に会員として加入している事業者が2021年4月1日までに正会員または準会員として入会する場合は、上記措置に加え、2021年度以降の会費は当面はそれぞれの衛生協議会の会員制度における同事業者の会費とする。両衛生協議会に加入している場合はその合計額とする。この会費の特例は2022年までに見直し、2023年度会費に反映させることとする。会員の種別が変化する者の会費については、他の会費額を参考に個別の事情を斟酌し、理事長がこれを個別に定める。

[参考]

（事業年度）

定款 第8条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（賛助会員）

定款 第44条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者を賛助会員とする。

- 2 賛助会員に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別途定める。